第三十九条の四十三第三項第一号イ中「規定する工業用機械等」の下に「（同項の規定の適用に係るものに限る。）」を加える。

第三十九条の四十四第一項第一号中「この項及び第五項第一号」を「この項及び第三項第一号」に、「第五項までにおいて同じ。）の」を「第三項までにおいて同じ。）の」に改め、同項第一号イ中「第五項第一号」を「第三項第一号」に、「をいう。以下第五項」を「（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。以下第三項」に改め、同条第二項第一号イ中「第五項第二号」を「次項第二号」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第六十八条の十四第十三項」を「第六十八条の十四第十二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第六十八条の十四第十三項」を「第六十八条の十四第十四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第三十九条の四十五第二項第一号イ中「規定する特定機械装置等」の下に「（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）」を加える。

第三十九条の四十五の三を削る。

第三十九条の四十五の二第一項中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三第一項第一号及び第二号」に、「もの」及び「場合における同項の規定の適用を受けようとする連結法人」を「こと」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、法第六十八条の十五の三第二項第二号に規定する政令で定めるところにより証明がされたことについて準用する。

第三十九条の四十五の二第五項を削り、同条第四項中「第六十八条の十五の二第一項第一号」を「第六十八条の十五の三第五項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　法第六十八条の十五の三第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。以下この項及び第二十項において同じ。）に同条第三項各号に掲げる連結法人の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額（当該金額が当該調整前連結税額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の百分の三十に相当する金額（当該連結事業年度において法第六十八条の十五の三第一項若しくは第二項の規定により当該連結事業年度の調整前連結税額から控除される金額又は法第六十八条の十五の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、当該連結法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）とする。

第三十九条の四十五の二第十四項を削り、同条第十三項中「第六十八条の十五の二第二項第七号」を「第六十八条の十五の三第五項第九号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を削り、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十三項とし、同条第九項中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三第一項又は第二項」に改め、「（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。第十一項において同じ。）」を削り、同項第二号中「分割承継法人（分割により設立したものを除く。）、被現物出資法人（現物出資により設立したものを除く。）又は被現物分配法人をいう」を「分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人を除く」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三第一項又は第二項」に、「同条第二項第七号」を「同条第五項第九号」に、「第九項及び第十三項」を「第十二項及び第十五項」に、「同条第二項第五号」を「同条第五項第七号」に、「とし、当該連結親法人又はその連結子法人の」を「とし、」に改め、同項第一号中「基準日」の下に「（当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（同日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に、「が同条第五項第一号に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）」に改め、「合併法人又は」の下に「適用年度において行われた」を加え、「現物分配を」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）を」に、「分割法人等若しくは分割承継法人等」を「分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「同項第二号に規定する場合に該当する」を「法第六十八条の十五の三第一項第二号及び第二項第二号に規定する雇用者の数の合計が零である」に改め、「同条第二項第三号に規定する」を削り、「同項第四号」を「同条第五項第六号」に改め、「係る連結親法人事業年度」の下に「（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「同項第一号又は法第四十二条の十二第二項第二号」を「法第六十八条の十五の三第五項第二号又は第四十二条の十二の二第五項第二号」に、「第六十八条の十五の三第五項第三号又は第四十二条の十二の二第五項第三号」に改め、「第十一項」を削り、同項第三号ロ中「を合計した数」を削り、同項を同条第九項とし、同項の前に次の三項を加える。

6　法第六十八条の十五の三第五項第五号に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて同号の地方活力向上地域において整備した特定業務施設（同号に規定する特定業務施設をいう。次項において同じ。）のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における同条第五項第四号に規定する基準雇用者数（以下この条において「基準雇用者数」という。）の計算の基礎となる雇用者（同項第二号に規定する雇用者をいう。次項において同じ。）の数について記載された財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

7　法第六十八条の十五の三第五項第十号に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて同号の地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

8　法第六十八条の十五の三第七項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、第一項に規定する書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする。

第三十九条の四十五の二に次の五項を加える。

16　法第六十八条の十五の三第三項の連結法人（同項各号に掲げる連結法人を含む。）が、その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同項に規定する移転型計画につき受けた同条第五項第一号に規定する計画の認定（以下この項において「計画の認定」という。）に係る同号に規定する二年を経過する日を含む適用年度において、次の各号に掲げる場合に該当するときにおける同条第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　当該適用年度に係る連結親法人事業年度が一年に満たない場合（当該適用年度において地方事業所特別基準雇用者数（法第六十八条の十五の三第五項第十号に規定する地方事業所特別基準雇用者数をいう。次号及び第二十項第三号において同じ。）を有する法人が二以上ある場合を除く。）　当該連結法人の当該適用年度の同条第四項の規定により読み替えて適用される同条第三項に規定する除して計算した金額は、三十万円に当該連結親法人事業年度開始の日から当該計画の認定を受けた日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人で当該計画の認定を受けたものの同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度。次号において「認定連結親法人事業年度等」という。）の開始の日以後三年を経過する日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。